第六十六条中「第八号」を「第十三号」に改める。

第六十八条中「第十一条の二の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同条に次の各号を加える。

一　第十一条の二第一項の規定による届出をする場合において虚偽の届出をした者

二　第十一条の二第二項、第十一条の三、第十二条の十一又は第十二条の十六第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

附則第十一条を次のように改める。

（特定既存単独処理浄化槽に対する措置）

第十一条　都道府県知事は、既存単独処理浄化槽（浄化槽法の一部を改正する法律（平成十二年法律第百六号）附則第二条に規定する既存単独処理浄化槽をいう。）であつて、第十一条第二項の規定において準用する第七条第二項の規定による報告その他の情報から判断してそのまま放置すれば生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障が生ずるおそれのある状態にあると認められるもの（以下「特定既存単独処理浄化槽」という。）に係る浄化槽管理者に対し、当該特定既存単独処理浄化槽に関し、除却その他生活環境の保全及び公衆衛生上必要な措置をとるよう助言又は指導をすることができる。

2　都道府県知事は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定既存単独処理浄化槽の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の期限を定めて、除却その他生活環境の保全及び公衆衛生上必要な措置をとることを勧告することができる。

3　都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の期限を定めて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

4　前三項に定めるもののほか、特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関し必要な事項は、環境省令で定める。

5　第三項の命令に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

6　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の刑を科する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

（みなし公共浄化槽）

第二条　この法律による改正後の浄化槽法（以下「新法」という。）第十二条の四第一項の規定により指定された浄化槽処理促進区域内に存する新法第二条第一号に規定する浄化槽（以下この条において単に「浄化槽」という。）のうち、新法第二条第一号の二に規定する公共浄化槽（以下この条において単に「公共浄化槽」という。）以外の浄化槽であつて当該浄化槽処理促進区域内に存する建築物（国又は地方公共団体が所有する建築物を除く。）に居住する者の日常生活に伴い生ずるし尿及び雑排水を処理するために市町村が管理しているものは、新法第十二条の十から第十二条の十七までの規定の適用については、公共浄化槽とみなす。

（準備行為）

第三条　市町村は、新法第十二条の四第一項の規定により浄化槽処理促進区域を指定しようとするときは、この法律の施行前においても、同条第二項の規定の例により、都道府県知事に協議することができる。

（浄化槽法の一部を改正する法律の一部改正）

第四条　浄化槽法の一部を改正する法律（平成十二年法律第百六号）の一部を次のように改正する。

附則第二条中「第三条第二項」の下に「及び第十二条の六」を加える。

国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　原田　義昭
内閣総理大臣　安倍　晋三

子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和元年六月十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第四十一号

子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律

子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「将来」を「現在及び将来」に、「貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、」を「全ての子どもが心身ともに健やかに育成され、及びその」に、「を図るため」を「が保障され、子ども一人一人が夢や希望を持つことができるようにするため、子どもの貧困の解消に向けて、児童の権利に関する条約の精神にのっとり」に改める。

第二条第二項を同条第四項とし、同条第一項中「生活の支援、」を「生活の安定に資するための支援、職業生活の安定と向上に資するための」に、「将来」を「現在及び将来」に改め、「旨として」の下に「、子ども等の生活及び取り巻く環境の状況に応じて包括的かつ早期に」を加え、同項を同条第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

3　子どもの貧困対策は、子どもの貧困の背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、推進されなければならない。

第二条に第一項として次の一項を加える。

子どもの貧困対策は、社会のあらゆる分野において、子どもの年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、子どもが心身ともに健やかに育成されることを旨として、推進されなければならない。

第八条第二項第二号中「子どもの貧困率」の下に「、一人親世帯の貧困率」を、「生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率」の下に「、生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率」を加え、同項第三号中「生活の」の下に「安定に資するための」を、「対する」の下に「職業生活の安定と向上に資するための」を加え、同項に次の一号を加える。

五　子どもの貧困対策に関する施策の実施状況についての検証及び評価その他の子どもの貧困対策に関する施策の推進体制に関する事項

第八条第六項中「及び」を「、「一人親世帯の貧困率」、」に改め、「生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率」の下に「及び「生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率」」を加える。

第九条の見出しを「（都道府県計画等）」に改め、同条第一項中「次項」の下に「及び第三項」を加え、「「計画」を「都道府県計画又は市町村計画」に改め、同条第二項中「都道府県」の下に「又は市町村」を加え、「計画」を「都道府県計画又は市町村計画」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村における子どもの貧困対策についての計画（次項において「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとする。